C_{30} ＝ 1.00870
$C_{令元}$ ＝ 1.00481
$C_{令2}$ ＝ 0.79519
$C_{令3}$ ＝ 0.80500
$C_{令4}$ ＝ 0.12778
$C_{令5}$ ＝ 0.17593
$C_{令6}$ ＝ 0.26630

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 1.03648
E_{23} ＝ 1.04093
E_{24} ＝ 1.05574
E_{25} ＝ 1.08093
E_{26} ＝ 1.12537
E_{27} ＝ 1.019
E_{28} ＝ 1.0000
E_{29} ＝ 1.0019
E_{30} ＝ 1.00870
$E_{令元}$ ＝ 1.00481
$E_{令2}$ ＝ 0.79519
$E_{令3}$ ＝ 0.80500
$E_{令4}$ ＝ 0.12778
$E_{令5}$ ＝ 0.17593
$E_{令6}$ ＝ 0.26630

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除

C_{30} ＝ 0.90950
$C_{令元}$ ＝ 0.71200
$C_{令2}$ ＝ 0.71700
$C_{令3}$ ＝ 0.04800
$C_{令4}$ ＝ 0.11500
$C_{令5}$ ＝ 0.15833

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 0.93417
E_{23} ＝ 0.93850
E_{24} ＝ 0.95483
E_{25} ＝ 0.97900
E_{26} ＝ 0.950
E_{27} ＝ 0.917
E_{28} ＝ 0.9017
E_{29} ＝ 0.9033
E_{30} ＝ 0.90950
$E_{令元}$ ＝ 0.71200
$E_{令2}$ ＝ 0.71700
$E_{令3}$ ＝ 0.04800
$E_{令4}$ ＝ 0.11500
$E_{令5}$ ＝ 0.15833

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除